



横芝

広報

横芝町の人口と世帯

(3月1日現在)

人口	13,355 (+14)
男	6,493 (+12)
女	6,862 (+2)
世帯数	3,377 (+2)
()内は前月比	

産業・生活・教育の

二本柱を主体の新予算

昭和五十一年度の新予算を定める三月定例議会は、三月五日に召集され、会期を五日間とし、五日と八日の二日間をわたって開催されました。

本議会には、五十一年度に行われる道路関係予算あるいは、学校整備など重要な事業の実施に伴う予算の審議が行われました。なお、この議会で佐瀬町長は次のような新年度予算の編成方針をのべております。

緊縮型でも

よい町造りがモットー

我が国の経済は狂乱物価による後遺症が意外に深く等加えて国家予算も現在ロッキード事件にふりまわされて暫定予算になるかどうか予想の出来ない状況にあります。更に、地方自治体の財政は困窮の度を加え極めてきびしい状況下におかれていることはご承知のとおりであります。

このような状況下における町の一般会計新年度予算の収支のバランスをみると、総額では前年当初を三・五%上回り九億八千三十三万円となりましたが、特に収支面におきましては不況の影響がすくなく、町民税の減収はいちぢるしい次第でございます。

前年度当初予算と比較しまして町民税は一四%(二千六百六十九万六千円)の減額でございます。特に、法人町民税はいちぢるしい減

取をしめしております。かろうじて固定資産税の改正により八百七十七万四千円、あるいはタバコ消費税の五百八十六万五千円の伸びにより総額二億九千六十七万九千円を確保いたしました。前年度対比といたしまして収支面においては二%減で五百七十四万一千円の減収でございます。収入の第二の柱であります地方交付税は、三億二千七百八十三万九千円で前年度対比四・八%増の千五百六十七千円を見込んでおりまして税の減収分をかううしておぎなっているのが現状でございます。以上のよう

な厳しい状況をふまえて、いよいよ低成長時代に突入を予想いたしまして新年度予算編成にあたりまして、おもいきった緊縮型予算を基本に編成した次第でございます。

まず、過去の高度成長下の着ぶくれしたわが横芝町の内政問題を重点におきまして、水ぶくれしたところのぜい肉をおとし、若干の風邪をひいてもやむを得ないとい

うような考え方で相当のメスを入れまして、特に人件費の圧縮による諸種の節約にとめると共に行政サービスの低下を防ぐように心がけた所存でございます。

まず、内政問題で第一は職員の設定削減、配置転換の断行と今だかつてない一つの人事問題を行うわけでございますが、現在わが町には一三五名の職員がおりまして内部に一三〇人、広域行政、水道企業団に五名派遣しております。

これらの派遣職員の身分転換等による定数削減。第二は職員定年制の設置。第三は管理職手当及び時間外手当の一部カット、第四は庁内清掃の委託廃止。第五は各種団体補助金の一部カット。第七は特別職の常勤・非常勤関係者の報酬の据置き(第三・七は当分の間)以上、新年度の第一次対策として実施した次第であります。

次に本年度の歳出予算の大綱について申し上げますと、私は町造りの基本を産業振興、住民の生活環境の整備、社会教育環境の整備この三つを柱としてかかげております。中小企業の育成あるいは農業振興対策には非常に苦しい財源の中から重点的に予算を投入したつもりであります。又住民の生活環境の整備においても下水整備事業、あるいは生活道路の整備事業というものに対しましては昨年度をはるかに上回る予算を計上したわけであります。社会教育の中では特に青少年対策といたしまして懸案の野球場の造成に県費五〇〇万円の獲得に成功いたしました。

福祉対策といたしましても、特別児童養護施設あるいは民間の分譲住宅への入居に伴って増加した保育児童のための保育所の整備が急務とされ、第一保育所の定員九十名を五十名増員して一四〇名定員といたしました。増築を急ぎよ予算計上いたしました。これによりまして入所希望の保育児は全部収容できると考えております。又、外部的要素による施策といたしましては、かねてから懸案となっておりまして新東京国際空港もいよいよ本年度末の開港も時間の問題となつて参りました。騒音対策といたしまして、あらたに職員態勢を拡充して専任職員の配置を行い将来は独立した騒音対策室なり課の設置等も考えなくてはなりません。

これも議会の皆さんと充分協議して議会内における特別委員会の設置、あるいは住民代表を中心とした騒音対策委員会の設置等、至急に対応策を検討したい所存でございます。又、大総工業団地の跡地利用の問題、あるいは海岸開発に伴う海岸博物館の問題、東陽病院問題、山武水道企業の水道問題、成田用水の土地改良問題、駅前広場の整備の問題など数々の重要問題が山積しておりますけれどもそれぞれ町単独ではできない外部的要因がありますので議会の皆様方と今後協議しながらこの難問題を一つ一つ解決していきたい所存でございます。

議会だより

第一保育所の定数増や 新年度予算など成立

十二月定例会で新年度予算ならびに、五十年度の補正予算あるいは条例の改正・制定などが行われました。その主なものは次のとおりです。

▽横芝町公告式条例の一部改正
旧上界公民館の取こわしに伴って掲示板の位置を現在の上界会館前に移転するものです。

▽横芝町特別会計条例の一部改正
今までは、有線放送電話事業会計を特別会計で行っていましたがこれを三月で廃止し、四月一日から実施する有線放送業務の会計を一般会計で行うことにしたものです。

▽国民健康保険条例の一部改正
保険給付の引上げを行うもので

助産費を二万円から四万円に、また、葬祭費の一万円を二万円に引上げられました。なお、この適用は五十一年四月一日以降の被保険者の出産、死亡から開始されます。

▽保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正
保育所への入所希望児童数が増加したため、現在の横芝第一保育所の施設では収容しきれなくなつたため、同所に増築し、四月一日から入所定員を九〇名から一四〇名に改めるもの。

▽横芝町農業後継者育成利子補給

条例の制定について。

農業後継者が経営の近代化等を行うための資金として貸しつけを受けた農業近代化資金について横芝町農業近代化資金利子補給制度により利子補給を行っています。

農業後継者については、このほかに一人につき三〇〇万円を限度として年三%の範囲内において利子の補給を行うことができる。またこの利子補給の期間は五年とされています。

▽横芝町固定資産評価審査委員の選任につき同意を求めたもの。

五十一年三月十七日をもって任期満了となった小山俊海委員（屋形九七）を再任するもの。

▽五十年度横芝町一般会計補正予算議定について。

五十年度最後の追加更正が行われ、歳入歳出で四千五百五十九千円を補正、一般会計の予算は十一億一千四百三十四万三千円となりました。補正の主なものには、財政調査基金の積立五千万円、第一保育所の増築及び用地費等に一千

選管委員長に

真行寺 勇氏

横芝町選挙管理委員会委員は、昭和五十一年三月二十七日をもって任期満了となるため、三月の定例議会において、委員および補充員に、次の方々が決定されました。

- 委員長 真行寺 勇
- 職務代理 林 武夫
- 委員 若梅 騰三
- 鈴木 武雄
- 伊東 英司
- 久保田貞雄
- 片岡 正次
- 瀬理 通

▽五十一年度横芝町国民健康保険特別会計予算の議定について。

国保会計の歳出面で、その大宗をしめる療養諸費については、年度内二回の医療費改定（約十三%）を見込み弾力的な財政運営にそなえました。

一方歳入面では、国・県の補助金を除いた額は保険税で確保する建前ですが、税の自然増収によって賄うことができるため税率は据置きよう編成し、予算総額は歳入

歳出とも三億三千三百万円となりました。

▽五十一年度横芝町一般会計予算
新年度の一般会計予算は総額で九億八千三百万円となり、前年当初に比べ三千三百万円の増加となりました。この中で今年度の主な建設事業は、排水整備事業に五百万円道路舗装事業に四千万円上界小学校校舎増築事業に二千七百八十七千円（総事業費六千八百八十七千円、五十一年度予算計上額）消防施設整備事業四百二十四万六千円、公共用地取得造成事業に三千百九十九万八千円が計上されました。

歩行者・自転車の 事故防止

春の全国交通安全運動が四月六日から十五日まで全国一せいに実施されます。

この全国運動は、歩行者や運転者の方々が正しい交通ルールを身につけ、実践することにより悲惨な交通事故をなくすことを目的として実施されるものです。

町でも、この運動期間中、警察教育委員会等の関係機関や団体と協同し、「歩行者の事故防止」、「自転車利用者の事故防止」、「シートベルト・ヘルメットの着用推進」の三つを重点目標とし、「春の全国交通安全運動」を推進します。

みなさんも、この運動に参加していただき、交通事故防止に御協力ください。

（歩行者の事故防止）
歩行者の交通事故は、依然として多く発生し、尊い人命が失われている現状です。

なかでも、子どもと老人の事故が多く、昨年は県全体で幼児及び児童が五十九名、老人が八十八名の死亡者を出していますので、歩行者の事故防止運動として、「子ども、老人等の事故防止」に重点をおいています。

（自転車利用者の事故防止）
自転車は便利な乗り物として、だれでも気軽に乗れるので、つい安易に扱いがちです。自転車を利用する場合は、体に合ったものを選び、乗る前には必ず点検整備を行い、服装にも十分気をつけて乗ってください。

（シートベルト・ヘルメットの着用推進）
運転者は、シートベルトの効用を認識し、運転者はもちろん同乗者にもシートベルトを着用するよう習慣づけてください。
また、自動二輪車はもちろん、原動機付自転車に乗るときは、必ずヘルメットをかぶって安全運転の励行に努めてください。

横芝の碑 (その四十二)

―古村栗山村を伝える―

―万霊供養碑と石塔群―

栗山青年館の庭先に、最近忽然として墓石と石仏の群像が出現し中央の黒色艶出仕上げの碑には、この供養についての趣旨が次の様に刻まれています。

「清流栗山川の名は、もと流域随

一の古村我が栗山に出づ、ここ肥沃の地は、遠く祖先の開くところにして、その集落は、爾来幾世代平和に維持され漸次進展して今日に到る、然るに先人の墓石其他中途にして、或いは草木に蔽はれ、或いは土中に埋れ、殆んど無縁の石塔に化さんとす。有志の人々これを憂い、報謝の誠を以って、それら一々を発掘洗淨して淨地に移し、新に供養の碑を建つ、願くば先亡の各霊速かに菩提を成して永く郷土の平安と繁栄に冥加を加えられんことを。昭和五十一年春彼岸」と記されています。

青年館の建っている場所は、昔は僧都級の住職が住んでいた程立派な寺で、明治七年には、その本堂で、小学校の草分けともいえる栗山学校が開設される等、なかなか栄えていたようです。明治の中頃、台風で寺の本堂が倒壊したことがありました。丁度その頃、寺

が衰微していたこともありましたが、本堂の改築はできず、松尾八田村から古家屋を買って移築し校舎にしていました。それが、青年館が建つまで使用されていた集会所なのです。

寺の敷地はなかなか広かったのですが、謂所墳墓という遺体を埋める場所はなく、石塔だけを建てて供養する、卵塔場だけがありました。石仏や墓石の建っている辺り一帯は、その跡だといわれています。時代の変遷は建物の使用目的と共に境内の使用目的をも変えました。そして、その影響は卵塔場にも及び、墓石や石仏は、何時か境内の一隅に移され、積重ねられ、碑文にある様に土中に埋もれ草木に蔽われたりしてしまいました。

しかし、陽の目を見ずに過ぎた石塔や石仏にもやがて陽の目を見る日がやってきました。

栗山に青年館が建設されることになり、その敷地跡を整理しているの中に、続々と発見される石塔や石仏を見た心ある人々は、「これでは先覚者に申訳がない」と考えられたのです。中でも、第三部落

鈴木貞司さん(現町議)は、その祖父慶次郎さん(元町議)が癌で逝くなられてから後、或要職に就かれた栗山出身の方が、何人か同じ病に犯されていることに、何か因縁めいたものを感じていました。折から、栗山周辺に死亡に繋る交通事故が発生していること等もありましたので、凡そ志を同じくすると思われる四九年度の区長斎藤勝男さん及び五十年年度の区長五木田 明さんと一緒にこの寺に深い縁りを持つ旧家である。斎藤松之助さんや若梅原次さん等を訪れ

たところ、総ての方が賛成されたばかりでなく、労力や金品の提供まで申出る程で、鈴木さん自身も終日自家用のブルドーザーを駆使して、その作業に当る等、本当に一致団結し睦まじさの中に昭和五十一年春の彼岸を契機として、この墓石と石仏の集取、そして、その趣旨を後世に伝える碑の建立が完成したのです。

○写真はその碑と、石仏墓石の群像で、碑の扁額には、万霊供養碑 世貴山四十六世 僧正寛照、と刻まれ、碑文の下には、栗山区長五



木田 明、寺総代斎藤松之助、若梅原次他協力された方々計十六名の氏名が刻まれています。

また、万霊供養碑の近うには、法印大僧都定録位、貞享三年九月法印勝榮律師、元録九歳、法印慶範覚位、正徳五年末、法印秋照享保十九年、権大僧都法印秋慶覚位元文二年閏十一月、法印大律師亮鏗、明治四年、等々、歴代住職のと思われる石塔が建っています。

また、墓石の中に、妙徳禪定尼冥位、寛文四辛辰年と刻まれたのが見えます。住職の石塔と見られる中で一番古い年号が貞享三年(一八九六)ですから、それより古い寛文四年(一六六四)というところから三百年前になります。その頃は或いは尼寺であったのでしょうか、吉祥天が徳叉迦と、鬼子母神の間に生まれた女神でありこの寺の名称が吉祥院であること等を考えますと、物言わぬこの石塔の一つ一つに、何か話しかけて見たくなってくるのです。昭和五十一年春三月、万霊供養塔の建立は極めて新しいのですが、その塔が伝える歴史は三百年前に遡り、そして、次の時代の人々に長く伝承されることと思います。(本稿取材に当り、栗山新田鈴木貞司さんの御指導と御協力があつたことを申添えます。)

(養護老人ホーム小沢所長寄稿)

商業統計調査に

ご協力下さい

昭和五十一年商業統計調査が来る五月一日現在で実施されます。

この調査は、統計法に基づく指定統計調査で、昭和二十七年から通商産業省が二年ごとに実施している統計調査です。今年で十三回目になるこの調査は全国の商店の実態をもれなくかつ正確には握しその販売活動や商品の流れなどを業種別、あるいは地域別に明らかにしようとするもので、いわば、「商店の国勢調査」ともいえるべきものです。

この調査では、商店の皆さんに直接調査票の記入をお願いすることになりますので調査の主旨をご

理解いただきご協力をお願いします。昭和四十九年五月に実施した調査結果から千葉県の商業の実態をみますと、商店数約六万三千店年間販売額は約二兆五千五百億円となっております。また、全国の商店数は約二百三十八万店、年間販売額は約二百八十八兆円にもなっています。特に、首都圏の一角に位置する本県では流通機構の改善とビッグスターなどの進出等によって商店経営をめぐる環境も変化してきています。

本調査はこのような情勢のもとで商業の健全な発展を図るための行政施策の貴重な資料となるほか

建設のあゆみ

3月～4月

完成した事業

① 道路舗装工事	
町道敬愛高校入口	167.0m
東町区内	86.5m
② 道路排水整備工事	
上町地先	84.7m
着工及び工事中の事業	
① 道路舗装工事	
中台宮前区内線	269.0m
② 道路排水整備工事	
小堤地先	348.0m
上町区内	111.0m
③ 道路改良工事	
中台砂月区内線	290.0m
小堤地先	96.2m
④ 橋梁新設工事	橋長 4.1m
⑤ 建築工事	
横小増築工事	460.4㎡

〔問〕父子家庭で、父親が死亡して子だけがとり残され、その子は親戚へ引き取られたのですが、父親が国民年金に入っていたので遺児年金がもらえると聞きました。どんな条件でもらえるのでしょうか。

年金相談コーナー

遺児年金の受給要件

〔答〕児年金を受給するには、次の1から6までの要件を満たしている必要があります。1父又は母が死亡したこと。2死亡した父または母が死亡日において国民年金の被保険者であったこと。3死亡者が死亡日の前日において、所定の拠出要件を満たしていること。4

受給権者である遺児は死亡者の死亡時に十八歳未満であるか、または二十歳未満で一定の廃疾状態であること。5受給権者たる遺児は死亡者の死亡時に、死亡者によって生計を維持されていたこと。6

- (1) 死亡日の属する月の前月までに保険料納付済期間が十五年以上あること。
- (2) 死亡日の属する月の前月までに保険料納付済期間が五年以上あつて、かつ、その期間が被保険者期間から保険料免除期間を差し引いた期間の三分の二以上あること。
- (3) 死亡日の属する月前における直近の基準月の前月までにおける最近の三年が保険料納付済期間または保険料免除期間で満たされていること。
- (4) 死亡日の属する月前における直近の基準月の前月までにおける最近の一年が保険料納付済期間で満たされていること。

皆さんのこれからの指針に役立つものと思えます。

なお、調査は知事から任命された調査員が調査票を持って直接伺つて調査します。商店の秘密は法律によって厳重に保護されておりますので万が一御不審の点がありますら調査員、又は管轄の市町村役場の統計主管課へお尋ね下さい。

寮や下宿先では

保険証の交付を

国民健康保険の被保険者で、今年四月に入学もしくは進学する

学生で、通学困難等の理由で学生寮や下宿等に入居するため他の市町村へ転出した者については、世帯単位によらない別個の被保険者証(⑨被保険者証)を交付する特例があります。該当する場合は世帯主がその手続きをして下さい。手続きには次のものが必要です。

- (一) 被保険者(学生)の氏名及住所
 - (二) 修学中の学校の名称、所在地及修学年限並びに在学年
 - (三) 学生証又は在学証明書
 - (四) 被保険者証及び印かん
- なお⑨被保険者証の交付をうけていた者が就職して社会保険に入っていた場合には、国保の資格喪失届けをして下さい。



横芝句会三月例会

- 土屋 粟水
- 石川 奇水
- 水な底の日向ぬかる蝌蚪の昼
- 土屋 栗舟
- 興がりて孫鼻ぬらし蝌蚪の桶
- 若梅あやの
- 畦切れば若草の匂い手に染みて
- 藤代 ゆう
- 蝌蚪生まる水槽覗くかしまし
- 林 義村
- 蝌蚪逃げる水を濁して鉄洗う